

## 境夢みなとターミナル広告物等取扱規程

第1条 境夢みなとターミナル(以下「ターミナル施設」という。)に広告物の表示又はこれに関する物件を設置しようとするものは、この規程により指定管理者の許可を受けなければならない。

第2条 指定管理者は、前条の規定により許可を受けようとするものがあるときは、次の事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- (1) 住所、氏名(団体の場合はその名称及び代表者の氏名)
- (2) 広告物の表示又はこれに関する物件を設置しようとする目的及びその内容
- (3) 広告物の表示又はこれに関する物件を設置しようとする場所を示す見取図
- (4) 広告物の表示又はこれに関する物件の設置期間

第3条 指定管理者は、前条の申請書を受理したときは、次の各号に該当しないときに限り広告物の表示又はこれに関する物件の設置場所及び期間を指示し、これを許可することができる。

- (1) ターミナル施設の保全管理上支障があると認めるもの
- (2) ターミナル施設の美化を損なうおそれがあると認めるもの
- (3) ターミナル施設の警備上支障があると認めるもの
- (4) その他不相当と認めるもの

第4条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、所要の指示を行い、広告物の表示又はこれに関する物件を設置させ、許可期間満了後直ちにこれを撤去させなければならない。ただし、指定管理者において必要と認めたときは、許可した期間の中途でもその許可を取消し広告物又は物件を撤去させることができる。

第5条 指定管理者は、この規程による許可を受けないで広告物の表示若しくはこれに関する物件を設置したものがあるとき又は許可した期間満了後撤去しないときは、直ちに広告物又は設置した物件を撤去しなければならない。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。